

令和6年度答申第6号
令和6年5月10日

諮問番号 令和6年度諮問第2号（令和6年4月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、軍人として戦傷死した父のBに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人と同順位の遺族に対して父Bに係る特別弔慰金を受ける権利の裁定が既にされており、この裁定により審査請求人に対しても当該権利の裁定がされたものとみなされるとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

エ 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと規定している。

オ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条1項は、上記アの特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は様式第1号（以下「本件様式」という。）による特別弔慰金請求書を都道府県知事に提出しなければならないと規定し、特別弔慰金支給法施行規則3条1項は、特別弔慰金請求書は請求者の居住地の市区町村長を経由して提出するものとする規定している。

そして、本件様式においては、請求者は、その請求に係る特別弔慰金を受ける権利を有する同順位者が数人ある場合には、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求すること（したがって、他の同順位者は、請求者に対して自己の持分を主張することができること）を承諾した上で、その請求をするとの文言（以下「本件承諾文言」という。）が記載され、本件承諾文言を前提として請求者が署名（又は記名押印）をするものとされている。

(2) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔

慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

イ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

ウ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) Cは、昭和12年3月15日、Bと婿養子縁組婚姻をした。
(除籍謄本(戸主:D))
- (2) 父Bと母Cの間には、昭和12年a月b日に長男の審査請求人が、昭和16年c月d日に長女のEが、昭和18年e月f日に二女のFが、昭和20年g月h日に三女のGが出生した。
そして、Eは、昭和38年4月6日、Hと夫の氏を称する婚姻をした。
(戸籍個人事項証明書(審査請求人)、戸籍個人事項証明書(H)、除籍謄本(戸主:D)、除籍謄本(筆頭者:母C))
- (3) 父Bは、陸軍軍人として独立工兵第i連隊に所属していたところ、昭和20年3月6日、項部右上膊左前膊左手白兵創により第j兵站病院に入院し、同年4月16日、同病院において当該傷病により死亡(戦傷死)した。
(除籍謄本(戸主:D)、独立工兵第i連隊留守名簿、死亡者連名簿(I地)、死亡者連名簿(第j兵站病院))
- (4) 母Cは、平成4年5月29日に死亡した。また、審査請求人の3人の妹のうち、Fは昭和19年5月8日に、Gは平成28年7月2日に死亡した。
(除籍謄本(筆頭者:母C)、除籍謄本(戸主:D)、E作成の「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」及び「相続人に関する申立書」)
- (5) Eは、令和3年6月14日、住所地のJ市長を経由して、A知事に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Bに係る特別弔慰金の請求(以下「先行請求」という。)をしたところ、A知事は、同年10月4日付

けで、Eに対し、父Bに係る特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（裁定番号k）をし、同年11月26日、裁定通知書をEに交付した。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、裁定通知書、第十一回特別弔慰金国庫債券受領書、「第十一回特別弔慰金に係る国債（可決裁定通知書）の交付状況の確認について」と題する依頼文書に対する回答書）

- (6) 審査請求人は、令和5年2月10日、住所地のK市長を經由して、A知事（処分庁）に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Bに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をしたところ、処分庁は、同年4月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡したB様に係る特別弔慰金を受ける権利の裁定は、令和3年10月4日付け裁定番号kにより、あなたと同順位のE様に対して行いました。この裁定によって、あなたは既に特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされるため、あなたの請求を却下します。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、却下通知書）

- (7) 審査請求人は、令和5年4月21日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和6年4月16日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) Eは、いつも父Bに係る特別弔慰金を独り占めにして、これを審査請求人に分配しなかった。Eと同じく父Bの子である審査請求人が父Bに係る特別弔慰金を受け取ることができないことは、余りにも不公平である。
- (2) Eは、L家の墓について、面倒を見ると言っていたにもかかわらず、面倒を見ることができないとして、審査請求人に対し、永代供養にすることに同意してほしいと言ってきたので、審査請求人は、仕方なく、これに同意した。この段階で、Eは、L家との縁が完全に切れている。したがって、その後にEが父Bに係る特別弔慰金を申請してこれを受け取るとは、それ自体、人としていかなものかと考える。法律面だけでなく、道義的な面及び感情面についても考慮の上、公平な審査をしてもらいたい。
- (3) 以上の理由から、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 特別弔慰金支給法2条1項の弔慰金を受ける権利を取得した母Cは、基準日より前の平成4年5月29日に死亡しているから、審査請求人及びEは、死亡した者の遺族として特別弔慰金の支給を受けるためには、同条3項の規定により戦没者等の遺族とみなされる子に該当しなければならない。
- 2 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について検討すると、審査請求人が提出した戸籍によれば、審査請求人及びEは、父Bと母Cの間の長男及び長女であり、共に父Bの子であるから、特別弔慰金支給法2条3項に規定する「死亡した者の子」として弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ、同順位の遺族であると認められる。
- 3 次に、本件請求及び先行請求における各特別弔慰金請求書をみると、審査請求人もEも、各特別弔慰金請求書に「同順位者が数人ある場合は、(中略)全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。」との記載があることを確認した上で記名押印又は署名をしており、その他の各請求書類にも不備な点はなかった。
- 4 さらに、本件請求から本件却下処分までの経過及び先行請求から可決裁定までの経過を検討すると、本件請求は、令和5年2月10日にK市役所においてされ、同日に受理されているが、先行請求は、本件請求がされた日より前の令和3年6月14日にJ市役所においてされ、同日に受理されて、同年10月4日に可決裁定となり、同年11月26日に裁定通知書が交付されているから、A知事が先行請求について審査及び裁定をした時点において、審査請求人は、まだ本件請求をしておらず、複数の同順位者から同一の死亡した者に係る特別弔慰金の請求がされている状態ではなかった。したがって、処分庁は、第十一回特別弔慰金事務処理マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課発行。以下「本件事務処理マニュアル」という。)の「問3(複数の同順位者からの請求)」に対する「答」に記載されている手続(遺族間の話合いで代表遺族を決めるように求めた上で、その話合いがつかない場合には、市区町村における受付日が早い請求について可決裁定をし、その他の請求については他の同順位者に既に裁定済みであるとして却下裁定をすること)は行わなかった。

しかし、Eに対する可決裁定は、審査請求人に対してもしたものとみなされ、審査請求人は、Eに対して自己の持分を主張することができることから、処分庁は、本件事務処理マニュアルの「問5(同順位者と調整せずに請求した場合の取扱い)」に対する「答」に記載されている手続に従い、審査請求人に対し、Eとよく話し合うように案内をした。

また、処分庁は、Eが先行請求の可決裁定について裁定通知書を受領した令和3年11月26日より後の令和5年4月14日付けで、審査請求人に対し、本件却下処分をしているが、先行請求の可決裁定は、裁定通知書がEに到達した時点で効力を生じており、これにより審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされるから、本件請求は重複請求であるとの理由でした本件却下処分は、適正である。

- 5 なお、審査請求人は、いつもEが父Bに係る特別弔慰金を独り占めにしていることは余りにも不公平であるし、EはL家の墓の面倒を見ず、L家との縁が完全に切れているから、法律面だけでなく、道義的な面及び感情面についても考慮の上、公平な審査をしてもらいたいと主張するが、特別弔慰金支給法の趣旨や特別弔慰金支給法に規定する特別弔慰金の支給要件に照らして、審査請求人が主張する上記事情は、考慮することができない。

また、特別弔慰金支給法6条によれば、複数の同順位者の一人に対してした権利の裁定は、全員に対してしたものとみなされるから、上記4のとおり、Eがした先行請求についての可決裁定は、審査請求人に対してもしたものとみなされる。本件とは反対に、審査請求人がEよりも先に父Bに係る特別弔慰金の請求をして可決裁定を受けたとしても、その裁定は、Eに対してもしたものとみなされるから、父Bに係る特別弔慰金についての権利の裁定の状況は、本件における状況と変わるものではない。

- 6 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付 : 令和5年4月21日

反論書の受付 : 同年7月11日

審理員意見書の提出 : 同年9月15日

(反論書の受付から約2か月)

本件諮問

: 令和6年4月16日

(審理員意見書の提出から約7か月、本件審査請求の受付から約1年)

(2) そうすると、本件では、①反論書の受付から審理員意見書の提出までに約2か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約7か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年の期間を要している。しかし、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 父Bと母Cの間には、長男の審査請求人、長女のE、二女のF及び三女のGが出生した(上記第1の2の(2))が、基準日より前に母C、F及びGが死亡している(上記第1の2の(4))から、父Bに係る特別弔慰金については、審査請求人とEが、同順位の遺族として、その請求をすることができることになる。

父Bに係る特別弔慰金については、Eが先行請求をし、その後に審査請求人が本件請求をしているところ、その経緯は、次のとおりである。

ア Eは、令和3年6月14日に先行請求をしたところ、同年10月4日付けで可決裁定がされ、同年11月26日に裁定通知書の交付を受けた(上記第1の2の(5))。

イ 審査請求人は、令和5年2月10日に本件請求をしたところ、同年4月4日付けで、Eに対して上記アの可決裁定がされたことにより、審査請求人に対しても権利の裁定がされたものとみなされるとして、本件請求を却下する処分(本件却下処分)を受けた(上記第1の2の(6))。

(2) 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと規定している(上記第1の1の(1)のエ)。そこで、特別弔慰金支給法施行規則1条1項に規定する特別弔慰金請求書の様式第1号(本件様式)においては、請求者は、その請求に係る特別弔慰金を受ける権利を有する同順位者が数人ある場合には、全て

の同順位者を代表して特別弔慰金を請求すること（したがって、他の同順位者は、請求者に対して自己の持分を主張することができること）を承諾した上で、その請求をするとの文言（本件承諾文言）が記載され、本件承諾文言を前提として請求者が署名（又は記名押印）をするものとされている（上記第1の1の(1)のオ）。

これを本件についてみると、Eが先行請求をした際に提出した特別弔慰金請求書及び審査請求人が本件請求をした際に提出した特別弔慰金請求書は、いずれも本件様式により作成されたものであり、そこには本件承諾文言が記載され、本件承諾文言を前提としてEによる署名及び審査請求人による記名押印がされている。

そうすると、Eは、全ての同順位者（自らと審査請求人）を代表して先行請求をしたのであり、先行請求についての可決裁定は、他の同順位者（審査請求人）に対してもしたものとみなされる。そして、先行請求についての可決裁定は、Eに対する裁定通知書の交付により効力を生じているから、その後、その効力を受ける審査請求人が父Bに係る特別弔慰金の請求をすることはできないことになる。ただし、審査請求人は、Eに対し、支給を受けた父Bに係る特別弔慰金について、2分の1の持分を主張することができる。

したがって、処分庁が、父Bに係る特別弔慰金について審査請求人と同順位者であるEに対して既に可決裁定がされていることを理由として、本件却下処分をしたことは、適正である。

(3) なお、審査請求人は、父Bに係る特別弔慰金をいつもEが独り占めにしていることは余りに不公平であり、法律面だけでなく、道義的な面及び感情面についても考慮の上、公平な審査をしてもらいたいなどと主張する（上記第1の3）が、上記(2)のとおり、審査請求人は、先行請求についての可決裁定によりEが支給を受けた父Bに係る特別弔慰金について、2分の1の持分を主張することができるのであるから、本件とは別の手続により、Eとの間で法的な解決を図ることを考えるべきである。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美